

平成23年6月23日

社会・援護局保護課

(担当・内線)

課長補佐 川久保(2823)

保護係長 本間(2826)

(電話代表) 03(5253)1111

(F A X) 03(3592)5934

住居のない生活保護受給者が入居する無料低額宿泊施設及びこれに準じた法的位置付けのない施設に関する調査結果について

平成21年調査に引き続き、自治体を通じて標記調査を実施したところ、平成22年6月末日時点で把握している無料低額宿泊施設(社会福祉法に基づき届出された施設)及びこれに準じた法的位置付けのない施設(社会福祉各法に基づく届出がされていない施設)を利用する者の人数及び施設等の数は以下のとおりです。

本資料については、本日開催された「貧困問題と貧困ビジネスを考える民主党議員の会」にも提出し、説明しました。

【調査結果概要】

	施設数 (箇所)	総入所者数 (人)	うち生活保護 受給者数 (人)
社会福祉法第2条第3項に規定する 無料低額宿泊事業を行う施設	488 (439)	14,964 (14,089)	13,790 (12,894)
社会福祉各法に法的位置付けのない施設	1,314 (1,437)	(※)	16,614 (12,587)

(注)()内は平成21年調査結果のもの

※ 「社会福祉各法に法的位置付けのない施設」の入所者については、生活保護受給者数のみを調査

○特記事項

【無料低額宿泊施設】

生活保護費の金銭管理を行っている施設が108施設(全体の約22%)であり、平成21年調査結果と比較し、24施設減少。正当な理由なく金銭管理を行っている施設については、自治体を通じて是正を指導する方針。

【法的位置付けのない施設】

アルコールや薬物依存症者を対象とした施設を中心に、全体の約52%の施設が入所者の金銭管理を行っている。また、ホームレスを対象とした施設は都市部に集中している。

無料低額宿泊所の調査について

平成23年6月23日
厚生労働省社会・援護局保護課

基本設定

【調査時点】平成22年6月末日時点

【調査対象】社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊所

【調査方法】全国の地方自治体(無料低額宿泊所担当部署)が把握している実態を調査

調査結果概要

1 施設入所者数 : 14,964人(うち、生活保護受給者13,790人)

- 前回調査(平成21年調査。以下同じ。)と比較して875人増加(生活保護受給者は896人増加)。
- 届出自治体別の入所者数としては、東京都が最も多く、次いで横浜市、千葉県、埼玉県、千葉市。
- 施設を利用している入所者数、上位5自治体で約66%を占める。
- 年齢については65歳以上の入居者が約31%いるものの、40歳未満は約8%。

2 施設数 : 488施設

- 前回調査と比較して49施設増加。
- 運営法人種別としては、NPO法人が運営する施設が最も多く、全体の約74%を占める。また、社会福祉法人及びNPO法人が運営する施設の増加が著しい。(それぞれ20施設増加)
- 所管施設の多い自治体としては、東京都が最も多く、次いで神奈川県、横浜市。東京都が全体の約35%。

3 その他の特記事項

- 金銭管理を行っている施設は108施設(全体の約22%)あり、前回調査(132施設(全体の約30%))と比較して24施設減少。金銭管理を行っている施設のうち、約14%の施設が契約無しに金銭管理を行っている。
- 収支状況を公開していない施設が65施設(全体の約13%)ある。
- 契約書にサービス毎の内訳を利用明細に明記している施設は449施設で、約92%であった。

社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業 を行う施設の状況に関する調査の結果について

平成 22 年 7 月 8 日付保護課長通知(社援保発第 0708 第 1 号)により、各都道府県、指定都市及び中核市に対し標記の調査を実施したところ、平成 22 年 6 月末日時点で把握している社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設を利用する者の人数及び施設等の数は以下のとおりです。

【調査結果】

	総入所者数	うち、生活保護受給者数
社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設を利用する者の数	14,964人	13,790人

○ 社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額宿泊事業を行う施設の数

488施設

○ 基本事項

1 入所者数 : 14,964人(うち生活保護受給者の数 13,790人)

- 前回調査(平成21年調査。以下同じ。)結果と比較して 875人増加(生活保護受給者数は、896人増加)。
- 届出自治体別の入所者数としては、東京都が最も多く、次いで横浜市、千葉県、埼玉県、千葉市が多い状況。
- 届出自治体別の生活保護を受給している入所者数は、東京都が最も多く、次いで横浜市、埼玉県、千葉県、千葉市が多い。
- 上位5自治体の入所者数の合計は、入所者全体の約65%となる。
- 入所者全体の年齢分布については、65歳以上の入所者が全体の約31%であり、40歳未満の入所者は約8%である。

2 施設数 : 488施設

- 前回調査結果と比較して 49施設増加。
- 施設が多く所在する届出自治体としては、東京都が最も多く、次いで神奈川県、横浜市が多い。東京都に所在する施設数は全体の約35%となる。
- 運営法人種別については、NPO法人が運営する施設が最も多く、全体の74%であり、社会福祉法人と並んで増加が著しい(それぞれ20施設増加)。
- 施設長の有している資格は、「社会福祉事業に2年以上従事したもの」が最も多く、全体の約62%である。「社会福祉法第19条各号のいずれかに該当するもの」は、全体の約14%である。
- 配置職員は、平均で1施設5.2人。うち常勤2.7人、非常勤2.5人である。

3 定員数 : 17,079人

- 前回調査結果と比較して、1,832人増加。
- 定員30人未満の施設が全体の約58%であり、約11%が定員10人未満の施設であるなど、比較的小規模の施設が多い。

4 住環境:居室数 12,986室

- 前回調査結果と比較して、1,761室増加。
- 個室が11,156室(平均22.9室)、個室以外の居室が1,830室(平均3.8室)。
- 個室以外の居室については、5施設を除く全ての施設で、1人あたり3.3㎡以上の居住面積が確保されている。

5 宿泊料

- 1カ月の宿泊料について、東京都、川崎市の2自治体に所在する9施設において、生活保護の住宅扶助基準の1.3倍の額を適用しているほかは、生活保護の住宅扶助基準の範囲内の額である。

6 生活保護費から月額利用料を控除した額の状況

→ 生活保護費より月額利用料を控除した額は、被保護者1人につき、月額「2万円以上3万円未満」である施設が約45%、次いで、「3万円以上」である施設が約37%である（「3万円以上」については、前回調査結果と比較して97施設減少）。

7 他法サービスの利用状況

→ 介護保険法を適用されている利用者は、266人で全体の約1.8%、うち特別養護老人ホーム入所待機者は33人で、約0.2%である。

→ 障害者自立支援法を適用されている利用者は、405人で全体の約2.7%である。

○ 設備に関する事項

8 スプリンクラーの設置状況

→ スプリンクラーが設置されている施設は29施設であり、その割合は、全体の約6%である。これは、消防法施行令で設置が義務づけられていないためと考えられる。

9 1人あたりの床面積の状況

→ 全体の約95%の施設で、入所者1人あたりの床面積が3.3㎡以上確保されている。

10 プライバシーの確保の状況

→ 全体の約98%の施設が入所者のプライバシーを確保している。

11 談話室及び相談室の状況

→ 全体の約95%の施設が設置している。

12 食事を提供する場合の食堂の設置状況

→ 全体の約90%の施設が設置している。

13 定員に見合った浴室、洗面所及びトイレの設置状況

→ 2施設を除く全ての施設で定員に見合った浴室等を設置している。

14 消防法の遵守

→ 7施設を除く全ての施設が消防法を遵守している。

○ 運営に関する事項

15 利用者の自立支援のための職員配置状況

→ 全体の約86%の施設が職員を配置している。

16 利用者に自立に関する支援計画の作成

→ 全体の約51%の施設が支援計画を作成している。

17 居宅生活に向けた支援の状況

→ 全体の約58%の施設が、居宅生活移行支援を実施している。

→ 入所者全体のうち 2,117人が転居支援対象者である。

18 入所者の入浴について

→ 1施設を除く全ての施設において、入所者の入浴が週3回以上確保されている。

○ 費用に関する事項

19 金銭管理を行っている施設数

→ 金銭管理を行っている施設は108施設(全体の約22%)で、前回調査(132施設(全体の約30%))と比較して24施設減少。

→ そのうち、金銭管理に係る契約が無いものが約14%、現金出納簿が無いものが約16%である。

20 食事提供の状況

→ 食事の提供を行っている施設は、417施設（前回調査結果と比較して11施設増加）。

→ 食事の提供は、約85%の施設で行っている。

21 収支状況の公開

→ 収支状況を公開していない施設は65施設で、全体の約13%である(収支状況を公開していない施設は、前回調査結果と比較して36施設増加)

22 サービスごとに内訳を明記した利用明細

→ 契約書にサービスごとの内訳を利用明細書に明記している施設は、449施設であり、全体の約92%である(サービス内容ごとの利用明細書を作成していない施設は、前回調査結果と比較して12施設増加)。

○ その他の事項

24 保護費の支給方法

→ 保護費が生活保護受給者本人に交付されている者の数は、12,428人で、全体の約93%である(不明は除く)。

25 施設入所の経緯

→ 利用者が入所した施設を知った経緯としては、「福祉事務所」からの情報提供が全体の約51%である。

26 施設の入所期間

→ 入所期間が1年以内の者が全体の約37%である一方、4年以上の者が約24%である。

27 移管協議の有無

→ 生活保護の申請を受付けた自治体が、施設所在地の自治体に移管協議を行った者は、全体の約0.6%である。

28 社会福祉法第72条第1項、第2項、第131条等による行政処分を受けたことのある施設数

→ 上記の行政処分を受けている施設はなかった。
(口頭による行政指導等は除く。)

社会福祉各法に法的位置付けのない施設の調査結果について

基本設定

【調査時点】平成22年6月末時点

【調査対象】調査時点で生活保護受給者が利用している、社会福祉各法に法的位置付けのない施設

【調査方法】全国の地方自治体(生活保護担当部署)が把握している実態を調査

法的位置付けのない施設の調査集計結果(概要)

1 施設入所者数 16,614名※生活保護受給者に限る。

- 前回調査(平成21年調査。以下同じ。)と比較して、4,027人増加。
- 自治体別の入所者数としては、大阪市が最も多く、次いで名古屋市、千葉市、札幌市、さいたま市。
- 高齢者を対象とした施設に入所している者が最も多く、7,277人で全体の約44%である。
- 次いでホームレスを対象とした施設に入所している者が多く、3,320人で全体の約20%である。

2 施設数 1,314施設

(内訳) ①高齢者を対象とした施設:642(うち高専賃287)、②ホームレスを対象とした施設:214、

③アルコール依存症者を対象とした施設:37、④薬物依存症者を対象とした施設:24、⑤その他397

- 前回調査と比較して、123施設減少(高齢者向け施設が183施設減少した一方、ホームレスを対象とした施設が87施設増加。)
- 自治体別の施設数としては、大阪府が最も多く、次いで北海道、札幌市、さいたま市、旭川市が多い。
- 高齢者を対象とした施設が全体の約50%と最も多く、68自治体に所在している。
- ホームレスを対象とした施設は、都市部に集中しており、22自治体に所在している。

3 その他特記事項

- 全体の約50%の施設において、介護保険法又は障害者自立支援法を適用されている入所者がいる。
- 全体の約52%の施設において、金銭管理を行っていることが確認された。
特に、アルコール依存症者を対象とした施設や、薬物依存症者を対象とした施設のうち、約90%の施設において金銭管理を行っている。

社会福祉各法に法的位置付けのない施設に関する 調査の結果について

平成 22 年 7 月 8 日付保護課長通知により、各都道府県、指定都市及び中核市(生活保護担当部署)に対し標記の調査を実施したところ、平成 22 年 6 月末日時点で把握している社会福祉各法に法的位置付けのない施設を利用する生活保護受給者の人数及び施設の数以下のとおりです。

【調査結果】

	今回報告値
法的位置付けのない施設を利用している生活保護受給者の数	16,614人

○ 生活保護受給者が利用している法的位置付けのない施設の数

1,314施設

(内訳)

- | | |
|---------------------|---------------|
| ① 高齢者を対象とした施設 | 642(うち高専賃287) |
| ② ホームレスを対象とした施設 | 214 |
| ③ アルコール依存症者を対象とした施設 | 37 |
| ④ 薬物依存症者を対象とした施設 | 24 |
| ⑤ その他 | 397 |

○ 基本事項

1 法的位置付けのない施設を利用している生活保護受給者の数 : 16,614人

→ 前回調査(平成21年調査。以下同じ。)結果と比較して、4,027人増加。

(「ホームレスを対象とした施設」の入所者が1,605人、「高齢者専用賃貸住宅」の入所者が1,646人、「その他」の入所者が2,122人、それぞれ増加し、その他の3施設については、計1,346人減少)。

→ 前回調査結果と比較して、著しく増加した自治体は、大阪府(2,821人増加)であり、特に、「その他」の施設入所者が1,855人増加している。

→ 自治体別の入所者数としては、大阪市が最も多く、次いで名古屋市、千葉市、札幌市、さいたま市が多い。

2 施設の実数 : 1,314施設

→ 前回調査結果と比較して、123施設減少。(高齢者向け施設が183箇所減少した一方、ホームレスを対象とした施設が87箇所増加。)

→ 前回調査結果と比較して、著しく増加した自治体は、大阪府(58施設増加)であり、特に「その他」の施設が45施設増加している。

→ 自治体別の施設数としては、大阪市が最も多く、次いで北海道、札幌市、さいたま市、旭川市が多い。

→ 施設種別の状況としては、以下のとおり。

- ・ 高齢者を対象とした施設が最も多く、全体の約49%で、68自治体に所在している。

- ・ ホームレスを対象とした施設は、都市部に集中しており、22自治体に所在している。

○ 設備に関する事項

3 定員数 : 32,927人

→ 前回調査結果と比較して、3,545人増加。

→ 前回調査結果と比較して、定員40人以上の施設が53施設増加(入所者数は3,742人増加)しており、入所者全体の約47%が定員40人以上の大規模施設に入所している。

→ 定員20人未満の施設が全体の約55%である。

特にホームレスを対象とした施設については、うち約44%以上の施設が定員10人未満であり、比較的小規模のものが多い。

→ 高齢者専用賃貸住宅の場合は、20人以上の施設が、約67%と比較的大規模の施設が多い。

4 1人あたりの居住面積

- 1人あたりの居住面積が9.9㎡以上(おおむね6畳以上)の施設は、全体の約59%であり、特に高齢者を対象とした施設は約68%であるなど、他の種別施設より比較的広い居室面積の施設が多い。
- 一方、ホームレスを対象とした施設については、1人あたりの居住面積が7.4㎡(おおむね4畳半)未満の施設が約27%であり、全体の平均よりやや狭い状況。

5 家賃額

- 約89%の施設は生活保護の住宅扶助基準の範囲内であるものの、明らかに住宅扶助基準を上回る施設は、高齢者を対象とした施設を中心に一部見受けられた。

○ 運営に関する事項

6 配置職員数(職員一人あたりの定員数)

- 全体の約58%の施設は、定員10人に対して職員1人(非常勤を含む)以上を配置している状況。
- 特に、要介護高齢者を対象とした施設については、うち約55%が定員3人に対して1人以上の職員を配置している状況。

7 利用者の自立に関する支援計画の作成状況

- 支援計画を作成している施設は全体の約16%であり、特にホームレスを対象とした施設では約4%と、支援計画が作成されていない状況。

8 居宅生活に向けた支援の状況

- 居宅生活に向けた支援を行っている施設は、全体の10%にも満たず、特にホームレスを対象とした施設では約3%と、居宅生活に向けた支援がされていない状況。

9 食事の提供の状況

- 食事を提供している施設は全体の約85%であり、特に高齢者を対象とした施設においては、約93%である。

10 食事以外のサービスの提供の状況

- 全体の約55%の施設で、入浴や介護などの食事以外のサービスを提供しており、特に、高齢者を対象とした施設に多い。

11 金銭管理を行っている施設数

- 全体の約52%の施設において、金銭管理を行っていることが確認された。
特に、アルコール依存症者を対象とした施設や、薬物依存症者を対象とした施設の90%以上が金銭管理を行っている。
- 金銭管理を行っている施設のうち、書面による金銭管理契約の締結、利用者ごとの現金出納簿の作成を行っている施設は、ともに約39%である。

12 届出の必要性

- 本調査の対象施設の一部(77施設)において、法に基づく届出の必要性が確認された。(有料老人ホーム 52施設、無料低額宿泊施設 2施設、その他 23施設)

13 複数人部屋の割合

- 全体の約71%は個室のみの施設であるが、アルコール依存症者を対象とした施設や、薬物依存症者を対象とした施設においては、複数人部屋を有している割合が高い。

14 介護保険法及び障害者自立支援法の適用をされている入所者

- 全体の約46%の入所者が、介護保険法を適用されており、特に高齢者を対象とした施設で適用者が多い。
- 全体の約8.5%の入所者が、障害者自立支援法を適用されており、うちアルコール依存症者を対象とした施設で約12%、薬物依存症者を対象とした施設で約30%の入所者が、障害者自立支援法を適用されている。

○ その他の事項

15 施設を知った経緯

- 高齢者を対象とした施設では、病院やケアマネージャーからの情報提供によるものが多く、ホームレスを対象とした施設では、業者からの情報提供によるものが多い。

16 入所前の状況

- ホームレスを対象とした施設及びアルコール依存症者を対象とした施設を除き、入所前に病院・施設等を利用していた者の割合が高い。

17 施設の利用期間

- 全体の約80%の利用者が3年以内であるが、アルコール依存症者を対象とした施設においては、4年以上入所している者が約32%である。

18 住民登録の移動状況

→ 全体の約78%の利用者が、住民票を施設所在地に移しているものの、ホームレスを対象とした施設については、約45%の者が住民票を移していない状況であった。

